

株 主 各 位

東京都中央区晴海二丁目5番24号

株式会社 ピーエス三菱

代表取締役社長 勝木 恒男

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都中央区晴海四丁目7番28号
ホテル マリナーズコート東京 4階（飛鳥）

開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようにご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

1. 第66期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.psmic.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。
3. 当日当社職員は、節電協力の一環として、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本を取り巻く経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和の効果等から円安および株価上昇となり、輸出関連企業を先駆けとして企業収益は概して回復基調となりました。また、個人消費は株価上昇や企業の景況感好転を背景とした雇用環境の改善や賃上げムードもあって堅調なものとなり、景気の好循環に向けた動きが見られました。

建設業界におきましては、東日本大震災から丸3年が経過し、復興・再生等の公共投資への取り組みが加速される中、国土強靱化政策、防災・減災対策等を受けて公共工事の発注量は前年度同様堅調に推移し、また、景気回復に伴う民間需要の緩やかな回復等により、民間建設投資も回復基調となりましたが、慢性的な労働者不足は更に深刻化し、労務費と原材料費の高騰が続きました。

このように建設業界を取り巻く事業環境は先行き不透明な状況ではありましたが、当社はP C（プレストレスト・コンクリート）技術を基軸とした総合建設業として、橋梁に代表される公共工事を中心とした「土木事業」と民間工事を中心とした「建築事業」を2本柱に、新設・新築事業の足許をしっかりと固め、土木部門は、非橋梁・メンテナンス部門を強化して、高付加価値プレキャスト部材の提案、既存構造物の長寿命化技術や補修・補強工事等に関する新技術、施工技術の高度化を図ってまいりました。建築部門は、P C技術を取り入れた企画・提案型の受注に注力し、P C a P C（プレキャスト・プレストレスト・コンクリート）工法が採用された復興住宅、漁港荷捌場、津波避難施設等の実績が多数増えてきました。このようにP C技術の適用範囲を広げて新しい分野を開拓することで他社との差別化を図り、企業競争力を高めて、外的環境の激しい変化に対応しながら、採算重視の受注姿勢を守り「我が国トップのP Cゼネコン」を目指して取り組んでまいりました。

当社グループの平成25年度の業績は、受注については、土木・建築とも前年を下回り、1,023億12百万円（前期1,077億37百万円 前期比5.0%減）となりました。連結売上高につきましては、前期からの繰越工事工事高が多く、その進捗が順調に進んだこと等により1,043億11百万円（前期913億51百万円 前期比14.2%増）となりました。損益の状況につきましては、当社並びに子会社の業績が順調に推移したことにより、連結営業利益17億4百万円（前期2億33百万円 前期比630.5%増）、連結経常利益15億79百万円（前期1億52百万円 前期比936.6%増）、連結当期純利益12億96百万円（前期は連結当期純損失2億44百万円）となりました。配当につきましては、業績ならびに財務体質の安定化等を勘案し、前期より1円50銭増配し、普通株式1株につき4円00銭の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただきます。

企業集団の受注実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木建設事業	54,247	50,535	△6.8%
建築建設事業	49,776	49,289	△1.0%
製造事業	1,131	1,702	50.4%
その他兼業事業	2,581	785	△69.6%
合 計	107,737	102,312	△5.0%

(注) 建設事業には当社単独の製品(工事用部材)受注額を含んでおります。

企業集団の売上実績は次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木建設事業	44,816	50,687	13.1%
建築建設事業	43,118	49,460	14.7%
製造事業	1,131	1,702	50.4%
その他兼業事業	2,285	2,460	7.7%
合 計	91,351	104,311	14.2%

(注) 当社および連結子会社では、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していません。

当社の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高	
建 設 事 業	土 木 工 事	44,186	39,719	39,484	44,421
	建 築 工 事	36,747	48,842	48,943	36,646
	工 事 計	80,934	88,561	88,427	81,068
	製 品	742	3,092	3,175	660
	計	81,676	91,654	91,602	81,728
そ 他 兼 業 事 業	不 動 産 事 業	1,711	51	1,736	26
合 計	83,388	91,706	93,339	81,755	

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は6億64百万円であり、その主なものは当社のリース資産の新設1億54百万円と子会社である株式会社ピーエスケーの機械装置設備の新設3億8百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度は特に記載する事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第63期 (平成22年度)	第64期 (平成23年度)	第65期 (平成24年度)	第66期 (当連結会計年度) (平成25年度)
受 注 高 (百万円)	83,230	84,663	107,737	102,312
売 上 高 (百万円)	86,636	93,495	91,351	104,311
経 常 利 益 (百万円)	947	230	152	1,579
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	535	728	△244	1,296
1株当たり当期純 利益又は1株当 り当期純損失(△) (円)	16.53	22.50	△5.77	28.72
総 資 産 (百万円)	66,876	67,338	65,015	70,444
純 資 産 (百万円)	17,674	18,139	17,865	18,332

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
重要な親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニューテック康和	90百万円	100.0%	構造物の維持・補修
株式会社ピーエスケー	90百万円	100.0%	土木建築用機材の賃貸
ピー・エス・コンクリート株式会社	90百万円	100.0%	コンクリート製品の製造、販売

(4) 対処すべき課題

オリンピック・パラリンピック東京開催による首都圏を中心とした建設産業の需要増も明るい話題となっておりますが、慢性的な労働者不足は更に深刻化し、労務費と原材料費の高騰による入札不調および建設計画の延期等も発生しております。このような状況下、当社グループは、外部環境の激しい変化に対応し、安定的な企業体質強化を優先課題として捉えております。その課題解決に対しては、これまで取り組んできた「受注管理」・「原価管理」・「資金・与信管理」・「購買管理」の施策を継承し再徹底してまいります。具体的には、営業部門の過度な競争による受注時リスクに対しては、内部率

制を強化し足許状況および今後の物価動向を注視しながら、採算重視のもと適正利益目標値を定めた「受注管理の徹底」を行います。工事部門の利益悪化リスクに対しては、工事進行中のプロセス管理強化と工事出来高の進捗管理を行い、悪化事象の早期把握とリカバリー対策の早期取組に努める「原価管理の徹底」を行います。上記の優先課題の他に、次の施策にもこれまで通り積極的に取り組んでまいります。

① 事業の選択と集中

当社の得意とするP C事業の更なる強化をしております。土木部門では、P C橋梁工事を中核事業としてP C業界トップシェアを維持しながら、非橋梁・メンテナンス分野の事業領域を拡大し、建築部門では、P C建築の受注・売上規模の拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。

② 営業戦略の更なる強化

土木部門では、全社による工事成績のアップ、ならびに、技術提案力の強化と積算精度の向上による受注チャンスの拡大を図るとともに、建築部門では、「競争」から「企画・提案」型受注の強化に取り組んでまいります。また、海外においてはインドネシア・ベトナムの工場を中心に、工場製品と一体化した工事受注を目指してまいります。

③ 原価管理の徹底

目標とする売上利益率の確保に向けて、各部門の連携を高め「原価管理」の更なる徹底を図り、営工一体となった利益向上を目指してまいります。

④ 経営資源の最大限の活用

建設需要・社会動向を的確に掴み、今後を受注増大が見込める地域や、受注確度の高い案件に対して、効率的な人員配置を推進してまいります。また、将来の成長軌道を見据えた投資（人財・設備・技術）を強化してまいります。

⑤ 人財強化

事業の成長推進を図るため、全社一丸となり年齢構成の是正に向けた人財確保と柔軟な採用計画の実施および各種研修制度の拡充による人財強化を推進してまいります。

⑥ 「安全管理」の徹底

無事故・無災害を目指し、「安全最優先の企業風土」を確立し、無事故を達成できるよう、安全に対する意識向上の徹底を図ってまいります。

⑦ 「品質管理」の徹底

不具合のない完成品をお客様に提供することで、その評価を次の仕事に繋げる取り組みを強化いたします。社内検査の拡充による品質管理の徹底により、不具合の撲滅と高品質を維持し、ステークホルダーに信頼される会社を目指してまいります。

⑧ C S R 活動の推進

当社グループでは、C S Rの基本活動方針として「コンプライアンスの徹底」「リスクマネジメントの推進」「ステークホルダーコミュニケーションの推進」「地域社会への貢献」を掲げており、「人と自然が調和する豊かな環境づくりに貢献する」の基本理念の実現に向けてP D C A（計画・実行・評価・改善）を実践することで、C S Rへの取り組みを積極的に推進してまいります。

以上の施策を重点的に取り組んで業績の安定を目指すと共に、P C技術の適用範囲を広げていくことで、受注の拡大を図り、「我が国トップのP Cゼネコン」を目指しながら、建設業の使命として、安心安全な生活に必要なインフラの整備に取り組みます。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成26年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社7社、関連会社2社およびその他の関係会社1社で構成され、建設事業を主な事業の内容としており、事業部門別の内容は下記のとおりであります。

① **土木建設事業**

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般土木工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工所用機器の賃貸等

② **建築建設事業**

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般建築工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工所用機器の賃貸等

③ **製造事業**

プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売

④ **その他兼業事業**

不動産の売買、賃貸および仲介、損害保険代理業等

(6) **主要な営業所および工場**（平成26年3月31日現在）

① **当 社**

本 社： 東京都中央区晴海二丁目5番24号

支 店： 東京土木支店（東京都中央区） 東 北 支 店（宮城県仙台市）

東京建築支店（東京都中央区） 大 阪 支 店（大阪府大阪市）

名古屋支店（愛知県名古屋市） 広 島 支 店（広島県広島市）

九州支店（福岡県福岡市）

工 場： 七 尾 工 場（石川県七尾市） 久留米工場（福岡県久留米市）

② **子会社**

株式会社ニューテック康和（東京都北区）

株式会社ピーエスケー（東京都中央区）

ピー・エス・コンクリート株式会社（東京都中央区）

(7) 使用人の状況 (平成26年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
土 木 建 設 事 業	790名	一名
建 築 建 設 事 業	360	7名減
製 造 事 業	185	3名減
そ の 他 兼 業 事 業	37	3名減
全 社 (共 有)	115	1名増
合 計	1,487	12名減

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。

2. 全社(共有)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,040名	16名減	43歳3ヶ月	18年9ヶ月

(注) 使用人の状況には、出向派遣者5名ならびに顧問は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,000百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,700
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成26年3月31日現在)

①発行可能株式総数	110,000,000株
発行する各種株式の数	
普通株式	102,500,000株
A種種類株式	7,500,000株
②発行済株式の総数	47,486,029株
各種の株式の数	
普通株式	47,486,029株
A種種類株式	0株
③株主数	11,630名
④大株主の状況 (上位10名)	

株主名	持株数	持株比率
三菱マテリアル株式会社	株 15,860,354	% 33.46
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 資産管理サービス 信託銀行株式会社	4,491,300	9.48
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	3,400,100	7.17
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	2,194,700	4.63
住友電気工業株式会社	1,834,800	3.87
岡山県	839,740	1.77
資産管理サービス信託銀行株式会社 (年金信託口)	560,900	1.18
三菱地所株式会社	496,000	1.05
ピーエス三菱従業員持株会	401,995	0.85
株式会社大林組	400,000	0.84

(注) 持株比率は自己株式 (86,737株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	勝木 恒男※	
代表取締役副社長 副社長執行役員	杉本 武司※	土木本部長 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会 副会長
代表取締役副社長 副社長執行役員	田中 哲※	社長補佐・建築関係担当
取 締 役 常務執行役員	森 拓也※	技術本部長・安全品質環境担当兼海外事業担当
取 締 役 常務執行役員	権藤 智丸※	管理本部長・CSR担当
取 締 役 執行役員	山本 晶彦※	建築本部副本部長
取 締 役	藤井 敏道	三菱マテリアル株式会社 代表取締役副社長 セメント事業カンパニープレジデント 宇部三菱セメント株式会社 社外取締役
取 締 役	鳥井 博康	住友電気工業株式会社 常務執行役員 特殊線事業本部長兼特殊線事業部長 住友電工スチールワイヤー株式会社 代表取締役社長
取 締 役	湊 高樹	太平洋セメント株式会社 取締役 常務執行役員 セメント事業本部 本部長
常 勤 監 査 役	森岡 一彦	
常 勤 監 査 役	井岡 幹雄	
常 勤 監 査 役	松尾 潔	

- (注) 1. 取締役藤井敏道、鳥井博康および湊高樹の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、鳥井博康氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役森岡一彦および井岡幹雄の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、当社は、森岡一彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 森岡一彦氏は、金融機関出身者で財務・会計に関して相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、湊高樹氏が取締役を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から建設資材を購入する等の取引関係があります。
5. 当社は、藤井敏道氏が代表取締役を務める三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があり、また同氏が社外取締役を務める宇部三菱セメント株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があります。
6. 当社は、鳥井博康氏が代表取締役を務める住友電工スチールワイヤー株式会社から建設資材を購入する等の取引関係があります。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

1) 就任

平成25年6月26日開催の第65回定時株主総会において、取締役には勝木恒男、杉本武司、田中哲、森拓也、権藤智丸、山本晶彦、藤井敏道および鳥井博康の8氏が再選され、湊高樹氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。また、監査役に井岡幹雄氏が再選され、松尾潔氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

2) 退任

平成25年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、上村清氏は任期満了により取締役を退任いたしました。また、中田俊一氏は辞任により監査役を退任いたしました。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成26年3月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	蔵 本 修	大阪支店長
執 行 役 員	小長光 公和	建築本部長
執 行 役 員	伊 藤 博通	大阪支店副支店長
執 行 役 員	戸 澗 隆	建築本部副本部長
執 行 役 員	塚 原 明彦	東京土木支店長
執 行 役 員	鈴 木 義晃	土木本部副本部長兼原子力室長
執 行 役 員	久 保 充彦	土木本部副本部長兼土木部部长兼土木営業部部长

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	10名 (4)	151百万円 (5)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	4 (2)	51 (38)
合 計 (社 外 役 員 合 計)	14 (6)	203 (43)

- (注) 1. 上記には、平成25年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名および監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月27日開催の第54回定時株主総会において月額3,500万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第48回定時株主総会において月額390万円以内と決議いただいております。
4. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額41百万円(取締役10名に対し31百万円(うち社外取締役4名に対し1百万円)、監査役4名に対し9百万円(うち社外監査役2名に対し7百万円))。
5. 上記のほか、平成25年6月26日開催の第65回定時株主総会決議に基づき、退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- | | | |
|-----------|-------|------|
| 退任取締役 | 1名に対し | 1百万円 |
| 退任監査役 | 1名に対し | 7百万円 |
| 上記のうち社外役員 | 1名に対し | 1百万円 |

④ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
 「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

2)当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	藤井 敏道	15回中14回	－	上場企業の取締役としての経験と幅広い見識に基づいて、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	鳥井 博康	15回中8回	－	経営者としての経験と幅広い見識に基づく発言を適宜行っております。
	湊 高樹	12回中10回	－	上場企業の取締役としての経験と幅広い見識に基づいて、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	森岡 一彦	15回中15回	14回中14回	金融機関出身者としての専門的な見地からの発言を行っております。
	井岡 幹雄	15回中15回	14回中14回	内部監査業務の豊富な経験と知見に基づく発言を行っております。

(注) 取締役湊高樹氏は、平成25年6月26日開催の第65回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。

3)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	60百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制につき次のとおり決議いたしております。

① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 平成14年12月、ピーエス三菱発足に際し、「経営理念」を明確にするとともに新たに「行動指針」を制定した。
- 2) 取締役、執行役員および全ての使用人は「経営理念と行動指針」を遵守、実践して企業倫理の確立に取り組み、公正な企業活動を通じて社会に貢献するとともに創造的で清新なる企業風土を築く。
- 3) 「社会との調和」「法令の遵守」「企業会計の透明化」を取締役、執行役員および全ての使用人の行動指針とした。
- 4) 自己完結性の強い業務の中に相互牽制し合う内部牽制システムを構築する。
- 5) コンプライアンス上疑義ある行為について、使用人が社内の通報窓口、又は社外の弁護士を通じて会社に通報、相談できる内部通報制度を構築し、通報者の保護を図るとともに潜在する問題点を把握して自浄作用を発揮し、法令遵守の実現を図ることとした。
- 6) 行動指針に則り、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力からの不当な要求を毅然として排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1) 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか経営会議議事録、回議書等取締役の職務の執行、意思決定に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、事務用文書取扱規程、重要文書保管規程、文書保存年限類別および情報セキュリティ管理基本規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。

2) 情報の閲覧

取締役および監査役は常時、前項の文書を閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理の基礎として、ピーエス三菱グループCSR基本規程、CSRなんでも相談室運用規程ならびに内部者取引防止管理規則、情報セキュリティ管理基本規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。
- 2) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 執行役員制度の導入

平成17年6月、執行役員制度を導入し、取締役は経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確にし、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ることとする。

2) 経営会議

当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため常勤の取締役で構成する経営会議を設置し、原則月2回、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項を審議する。さらに、代表取締役あるいは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、取締役会付議事項について事前に慎重な審議を行い、代表取締役および取締役会の意思決定に資するものとする。

3) 本部長・支店長会議

社長・本部長・在京執行役員・支店長で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月1回、各本部・支店より業績の評価と改善策を報告させ、具体的な施策を、本社が一体となって実施するよう協議するほか経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社の経営理念と行動指針に基づき、当社子会社と一体となった法令遵守の推進を行うものとし、各子会社において、当社に準拠したCSR推進体制を整備する。また、子会社におけるコンプライアンスの周知・徹底および推進のための啓発活動を支援する。
- 2) 関係会社取扱規程を定め、同規程に基づく当社への決裁・報告制度により、子会社の経営管理を行うものとする。また、当社より取締役又は監査役を派遣するとともに子会社連絡会を設置し、各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- 3) 経営監査室が企業集団に対する内部監査を実施し、その結果を当社の社長ならびに監査役に報告するとともに必要があれば子会社の代表取締役に通知する。
- 4) 財務報告に係る内部統制に関し、評価する仕組みを確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。

⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制

- 1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役は、監査基準に規定する「監査職務を補助する体制」について監査役との間で協議の機会をもち、その使用人の配置に努めなければならない。
- 2) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役は、予め監査役の補助使用人の人事異動に係る同意を求めるとともに当該使用人の人事査定に係る協議事項等、監査役会の決議を尊重する。
- 3) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役は、法律に定める事項のほか、取締役、執行役員又は使用人から監査役に対する報告事項について予め監査役と協議して定める。
- 4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	70,444	(負債の部)	52,112
流 動 資 産	54,813	流 動 負 債	45,580
現金及び預金	10,630	支払手形・工事未払金等	29,038
受取手形・完成工事未収入金等	37,317	短 期 借 入 金	10,429
未成工事支出金	3,841	未 払 法 人 税 等	392
その他たな卸資産	1,274	未成工事受入金	2,486
繰延税金資産	35	賞 与 引 当 金	82
未 収 入 金	1,404	完成工事補償引当金	249
そ の 他	451	工 事 損 失 引 当 金	524
貸倒引当金	△141	そ の 他	2,376
固 定 資 産	15,630	固 定 負 債	6,531
有形固定資産	12,400	再評価に係る繰延税金負債	1,521
建物・構築物	1,933	役員退職慰勞引当金	279
機械・運搬具・工具器具備品	1,018	退職給付に係る負債	4,168
土 地	9,052	資 産 除 去 債 務	86
リ ー ス 資 産	381	そ の 他	475
建設仮勘定	14	(純資産の部)	18,332
無形固定資産	36	株 主 資 本	17,559
投資その他の資産	3,194	資 本 金	4,218
投資有価証券	1,724	資 本 剰 余 金	8,110
破産更生債権等	1,672	利 益 剰 余 金	5,268
繰延税金資産	94	自 己 株 式	△38
退職給付に係る資産	287	その他の包括利益累計額	772
そ の 他	1,087	その他有価証券評価差額金	288
貸倒引当金	△1,673	土地再評価差額金	1,558
資 産 合 計	70,444	為替換算調整勘定	△231
		退職給付に係る調整累計額	△842
		少 数 株 主 持 分	0
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,444

連結損益計算書

(平成25年 4月 1日から
平成26年 3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		104,311
売 上 原 価		96,277
売 上 総 利 益		8,033
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,329
営 業 利 益		1,704
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	26	
為 替 差 益	24	
受 取 特 許 料	17	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	15	
そ の 他	42	127
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	156	
支 払 保 証 料	31	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	34	
そ の 他	29	251
経 常 利 益		1,579
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14	
未 払 課 徴 金 等 精 算 益	421	436
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	7	
解 決 金	240	
そ の 他	0	247
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,768
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	489	
法 人 税 等 調 整 額	△18	471
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,296
少 数 株 主 利 益		0
当 期 純 利 益		1,296

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成25年4月1日 期首残高	4,218	8,110	4,087	△38	16,378
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△118		△118
当期純利益			1,296		1,296
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
その他資本剰余金の負の残高の振替		0	△0		-
土地再評価差額金の取崩			2		2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,180	△0	1,180
平成26年3月31日 期末残高	4,218	8,110	5,268	△38	17,559

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証券 評 価 差 額	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 関 係 する 累 計 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成25年4月1日 期首残高	175	1,560	△250	-	1,486	0	17,865
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					-		△118
当期純利益					-		1,296
自己株式の取得					-		△0
自己株式の処分					-		0
その他資本剰余金の負の残高の振替					-		-
土地再評価差額金の取崩					-		2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	112	△2	18	△842	△713	0	△713
連結会計年度中の変動額合計	112	△2	18	△842	△713	0	466
平成26年3月31日 期末残高	288	1,558	△231	△842	772	0	18,332

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の状況

連結子会社の数……………7社

主要な連結子会社の名称……………(株)ニューテック康和

(株)ピーエスケー

ピー・エス・コンクリート(株)

(2)連結していない子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数……………2社

会社の名称……………VINA-PSMC Precast Concrete Company Limited

PT.Wijaya Karya Komponen Beton

(2)持分法適用手続きに関する事項

持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3)持分法を適用していない関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちPT.Komponindo Betonjayaの事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結会計年度末との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

たな卸資産

未成工事支出金、

その他たな卸資産

（商品、製品、仕掛品、

兼業事業支出金）……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

その他たな卸資産

（原材料、材料貯蔵品）……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

（リース資産を除く）……………当社および国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

但し、当社および国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法を採用しております。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産……………当社および国内連結子会社は定額法を採用しております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………当社および国内連結子会社は債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………当社および国内連結子会社は従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 完成工事補償引当金……………当社および国内連結子会社は完成工事等に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎に将来の見積補償費を加味して計上しております。
- 工事損失引当金……………当社および国内連結子会社は手持工事等のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金……………当社および一部連結子会社は役員および執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規による期末支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、国内連結子会社は自己都合期末要支給額を退職給付債務として計上しております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(5)重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6)消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度末より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合には、退職給付に係る資産に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、前連結会計年度末において、前払年金費用を599百万円、退職給付引当金を3,657百万円計上していましたが、当連結会計年度末において、退職給付に係る資産を287百万円、退職給付に係る負債を4,168百万円計上するとともに、その他の包括利益累計額が842百万円減少しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「スクラップ売却益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「スクラップ売却益」は17百万円であります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産および工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、259百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,565百万円

3. 差入保証金代用として、投資有価証券41百万円を東京法務局に差し入れております。

4. 保証債務

(1)関係会社の割賦未払金に対し債務保証を行っております。

三菱マテリアル(株) 784百万円

(2)取引先の手付金に対し保証を行っております。

(株)グランイーグル 52百万円

(株)ゴールドクレスト 23百万円

計 76百万円

5. 事業用土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	△2,197百万円

5. 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 370百万円

2. 工事進行基準による完成工事高 54,520百万円

3. 未払課徴金等精算益

プレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事の入札に関し、公正取引委員会から受けた独占禁止法の定めに基づく排除措置命令に伴い過年度に課徴金等の見込額を未払計上しておりましたが、当連結会計年度に納付が完了したため、差額を未払課徴金等精算益として計上しております。

4. 解決金

連結子会社が過年度に施工した工事の負担金であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式	47,486,029株
A種種類株式	0株

2. 当連結会計年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	86,737株
------	---------

3. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 103百万円
- ・ 1株当たり配当額 2円50銭
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年6月27日

A種種類株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 15百万円
- ・ 1株当たり配当額 5円00銭
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年6月27日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 189百万円
- ・ 1株当たり配当額 4円00銭
- ・ 基準日 平成26年3月31日
- ・ 効力発生日 平成26年6月26日

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である受取手形および完成工事未収入金等はそのほとんどが1年以内の回収期日であり、これらに係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形および工事未払金等は1年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	10,630	10,630	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	37,317	37,317	—
(3) 未収入金	1,404	1,404	—
(4) 投資有価証券 ①満期保有目的の債券 ②その他有価証券	41 853	44 853	2 —
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金	1,672 <u>△1,672</u> —	—	—
(6) 支払手形・工事未払金等	(29,038)	(29,038)	—
(7) 短期借入金	(10,429)	(10,429)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形・完成工事未収入金等および(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値によっております。

(5)破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額をもって時価としております。

(6)支払手形・工事未払金等および(7)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)非上場株式（連結貸借対照表計上額445百万円）および関係会社株式（連結貸借対照表計上額383百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

8. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の集合住宅などの施設（土地を含む。）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,155	2,333

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算出した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 386円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 28円72銭 |

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	63,990	(負債の部)	46,599
流動資産	48,690	流動負債	40,561
現金及び預金	8,432	支払手形	12,812
受取手形	2,946	工事未払金	12,353
完成工事未収入金	30,569	短期借入金	10,400
未成工事支出金	3,824	リース債務	127
仕掛品	158	未払金	410
兼業事業支出金	16	未払費用	200
材料貯蔵品	42	未払法人税等	100
短期貸付金	1,011	未成工事受入金	2,439
前払費用	140	預り金	614
未収入金	1,456	賞与引当金	42
その他	224	完成工事補償引当金	245
貸倒引当金	△133	工事損失引当金	524
固定資産	15,299	その他	291
有形固定資産	10,416	固定負債	6,037
建物・構築物	1,724	リース債務	498
機械・運搬具	123	繰延税金負債	91
工具器具・備品	84	再評価に係る繰延税金負債	1,521
土地	7,850	退職給付引当金	3,474
リース資産	625	役員退職慰労引当金	220
建設仮勘定	7	資産除去債務	86
無形固定資産	28	その他	144
投資その他の資産	4,854	(純資産の部)	17,390
投資有価証券	1,339	株主資本	15,543
関係会社株式・関係会社出資金	1,288	資本金	4,218
長期貸付金	435	資本剰余金	8,110
破産更生債権等	1,513	資本準備金	8,110
前払年金費用	834	利益剰余金	3,252
その他	957	その他利益剰余金	3,252
貸倒引当金	△1,515	繰越利益剰余金	3,252
資産合計	63,990	自己株式	△38
		評価・換算差額等	1,846
		その他有価証券評価差額金	288
		土地再評価差額金	1,558
		負債・純資産合計	63,990

損 益 計 算 書

（平成25年 4月 1日から
平成26年 3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高	88,427	93,339
兼 業 事 業 売 上 高	4,911	
売 上 原 価	83,165	87,684
兼 業 事 業 売 上 原 価	4,519	
売 上 総 利 益	5,262	5,655
兼 業 事 業 総 利 益	392	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,202
営 業 利 益		452
営 業 外 収 入	131	313
受 取 利 息 ・ 配 当	103	
貸 与 料 収 入	25	
為 替 差 益	52	
そ の 他 用 益		
営 業 外 費 用	165	220
支 払 利 息	29	
支 払 保 証 料	4	
手 形 売 却 損 失	20	220
そ の 他 損 失		545
経 常 利 益		
特 別 利 益		421
未 払 課 徴 金 等 精 算 益	421	
特 別 損 失		4
固 定 資 産 除 却 損 失	4	
そ の 他 損 失	0	4
税 引 前 当 期 純 利 益		962
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	107	105
法 人 税 等 調 整 額	△1	
当 期 純 利 益		857

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計	剰 余 金 計		
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 本 金 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計				
平成25年4月1日 期首残高	4,218	8,110	-	8,110	2,511	2,511		△38	14,802	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				-	△118	△118			△118	
当期純利益				-	857	857			857	
自己株式の取得				-				△0	△0	
自己株式の処分			△0	△0				0	0	
その他資本剰余金の負の残高の振替			0	0	△0	△0			-	
土地再評価差額金の取崩					2	2			2	
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額)				-					-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	741	741		△0	741	
平成26年3月31日 期末残高	4,218	8,110	-	8,110	3,252	3,252		△38	15,543	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成25年4月1日 期首残高	176	1,560	1,737	16,539
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			-	△118
当期純利益			-	857
自己株式の取得			-	△0
自己株式の処分			-	0
その他資本剰余金の負の残高の振替			-	-
土地再評価差額金の取崩			-	2
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額)	112	△2	109	109
事業年度中の変動額合計	112	△2	109	851
平成26年3月31日 期末残高	288	1,558	1,846	17,390

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金・ 仕掛品・兼業事業支出金	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
材料貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	建物（建物附属設備を除く）のうち平成10年4月1日以降に取得したものについては定額法、それ以外のものについては定率法によっております。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産	定額法
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 完成工事補償引当金……………完成工事等に係る瑕疵担保等の費用に備えるため、過去の実績率を基礎に将来の見積補修費を加味して計上しております。
- 工事損失引当金……………手持工事等のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 役員退職慰労引当金……………役員および執行役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規による当事業年度末要支給額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

7. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「前払年金費用」は、金額の重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「前払年金費用」は599百万円であります。

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「ゴルフ会員権評価損」(当事業年度は、0百万円)、「投資有価証券評価損」(当事業年度は、0百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当事業年度より、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産および工事損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は、259百万円であります。

2. 差入保証金代用として、投資有価証券41百万円を東京法務局に差し入れております。

3. 関係会社に対する短期金銭債権	1,466百万円
長期金銭債権	420百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債務	1,804百万円
-------------------	----------

5. 有形固定資産の減価償却累計額	10,878百万円
-------------------	-----------

6. 保証債務

(1)関係会社の銀行借入金に対して保証を行っております。

PT.Komponindo Betonjaya	110百万円
-------------------------	--------

内、20百万円は外貨建であります。(200千US\$)

(2)関係会社の割賦未払金に対し債務保証を行っております。

三菱マテリアル(株)	784百万円
------------	--------

(3)取引先の手付金に対し保証を行っております。

(株)グランイーグル	52百万円
------------	-------

(株)ゴールドクレスト	23百万円
-------------	-------

計	76百万円
---	-------

7. 事業用土地の再評価について

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 2,197百万円

4. 損益計算書に関する注記

1. 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額

完成工事原価 370百万円

2. 工事進行基準による完成工事高 53,632百万円

3. 関係会社との営業取引高 売上高 1,401百万円

仕入高 12,634百万円

関係会社との営業取引以外の取引高 324百万円

4. 未払課徴金等精算益

プレストレスト・コンクリートによる橋梁の新設工事の入札に関し、公正取引委員会から受けた独占禁止法の定めに基づく排除措置命令に伴い過年度に課徴金等の見込額を未払計上しておりましたが、当事業年度に納付が完了したため、差額を未払課徴金等精算益として計上しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式 86,737株

A種類株式 0株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	4,662百万円
退職給付引当金	1,200百万円
減損損失	830百万円
関係会社株式・出資金評価損	704百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	536百万円
貸倒損失	243百万円
工事損失引当金	187百万円
ゴルフ会員権評価損	176百万円
その他	790百万円
繰延税金資産小計	9,330百万円
評価性引当額	△9,330百万円
繰延税金資産の合計	－百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	90百万円
その他	0百万円
繰延税金負債の合計	91百万円
繰延税金負債の純額	91百万円

上記のほか、「再評価に係る繰延税金負債」として計上している土地の再評価に係る繰延税金資産および繰延税金負債の内訳は以下のとおりであります。

土地の再評価に係る繰延税金資産	424百万円
評価性引当額	△424百万円
繰延税金資産の合計	－百万円
土地の再評価に係る繰延税金負債	1,521百万円
繰延税金負債の純額	1,521百万円

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表上に計上した固定資産のほか、自動車、電子計算機、事務用機器設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係 会社	三菱マテリアル(株)	東京都 千代田 区	119,457	非鉄金属	被所有 直接(33.5)	当社への工事の 発注・建設資材等 の販売等 役員の兼任	工事等の請負 (注1、2)	1,273	完成工 事未収 入金	121
							債務保証 (注1、3)	784	—	—

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 工事などの請負価格については、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 債務保証については、三菱マテリアル(株)の割賦未払金に対するものであります。

2. 子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ピー・エス・コンク リート(株)	東京都 中央区	90	コンクリート 製品の製造、 販売	所有 直接100.0	当社仕入先 役員の兼任	設備の貸与 (注1、2、 3)	131	未収入 金	10
							コンクリート 製品の購入 (注1、4)	5,843	工事未 払金	880
子会社	(株)ピーエスケー	東京都 中央区	90	土木建築用機 材の賃貸等	所有 直接100.0	資機材の発注 資金援助等 役員の兼任	設備の貸与 (注1、2、 3)	49	未収入 金	4

取引条件および取引条件の決定方針など

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 設備の貸与料については、法人税法に基づく減価償却方法を適用した当該設備の減価償却費に当該設備に係る当事業年度の固定資産税および固定資産評価証明(土地)による評価額に基づく金利見合を加味して決定しております。

(注3) 設備管理費88百万円を相殺した純額89百万円を営業外収益に計上しております。

(注4) コンクリート製品の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 366円90銭

2. 1株当たり当期純利益 18円99銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上 坂 善 章 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鹿 島 高 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエス三菱及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

株式会社ピーエス三菱
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上	坂	善	章 [Ⓔ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿	島	高	弘 [Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

株式会社ピーエス三菱 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	森	岡	一	彦	印
常勤監査役 (社外監査役)	井	岡	幹	雄	印
常勤監査役	松	尾		潔	印

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する配当政策を最重要課題の一つとして位置づけており、健全な経営基盤を維持するため、内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき 金4円00銭 総額189,597,168円

期末配当につきましては、当期の業績ならびに財務体質等の安定化等を勘案して、前事業年度より1円50銭増配させていただき、4円00銭といたしたいと存じます。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)当社が、平成26年3月20日までに、A種種類株式の発行済株式の全株式を取得し、平成26年3月31日までに同取得株式の全株式を消却したことに伴い、次の変更を行うものであります。
- ①現行定款第5条（発行可能株式総数と種類）に定める普通株式およびA種種類株式の発行可能株式総数の規定を削除するとともに、当社の発行可能株式総数を11,000万株といたします。
- ②現行定款第7条（単元株式数）に定める、A種種類株式の単元株式数に係る規定を削除いたします。
- ③A種種類株式の存在を前提とした現行定款「第2章の2 種類株式」の第13条の2および同条の3、ならびに現行定款第52条（A種種類株式の取得と配当）を削除いたします。
- (2)現行定款第12条（氏名、住所および印鑑の届出）に定める規定は、当社の株式取扱規則に同趣旨の規定が存在することから、これを削除いたします。
- (3)現行定款第19条（延会、継続会および会場の変更）に定める規定は、会社法に同趣旨の規定が存在することから、これを削除いたします。
- (4)以上の変更に伴う条数の繰り上げ等を行うものであります。
- (5)定款変更の効力発生日は平成26年6月25日といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、変更のない条文につきましては、記載を省略いたしております。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行可能株式総数と種類)	(発行可能株式総数)
第5条 本会社の発行可能株式総数は11,000万株とし、このうち10,250万株は普通株式、 <u>750万株は本定款第2章の2に規定するA種種類株式とする。</u>	第5条 本会社の発行可能株式総数は11,000万株とする。
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 本会社の1単元の株式数は普通株式、 <u>A種種類株式とも100株とする。</u>	第7条 本会社の1単元の株式数は100株とする。
第8条～第11条 (条文省略)	第8条～第11条 (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(氏名、住所および印鑑の届出)</p> <p>第12条 株主、登録株式質権者またはその法定代理人は氏名、住所および印鑑を届けでなければならない。ただし、外国人は署名をもって印鑑に代えることができる。</p> <p>② 前項の者が外国に居住するときは日本国内に仮住所を定めて届けでるかまたは代理人を定めてその氏名、住所および印鑑を届けでなければならない。</p> <p>③ 前2項の届出事項に変更のあったときは遅滞なく届けでなければならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第13条 (条文省略)</p>	<p>第12条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p>
<p>第2章の2 種類株式</p>	<p>(削除)</p>
<p>(A種類株式への剰余金の配当)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第13条の2 本会社が、各事業年度において、当該事業年度中に属する日を基準日としてA種類株式に剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種類株式を有する株主またはA種類株式の登録株式質権者に対し、A種類株式1株につき、普通株式1株当たりに配当される剰余金に次項に定める転換倍率を乗じて得られる金額の剰余金の配当を行う。</p> <p>② 転換倍率とは、A種類株式1株につき400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数(400を次項に定める本会社の普通株式の基準時価で除して得られる数に2.30を乗じて得られる数の計算は小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)をいうものとする。ただし、この場合の転換倍率は1を下回らず、2を上回らないものとする。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>③ <u>本会社の普通株式の基準時価とは、平成24年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をいうものとする。ただし、本会社の普通株式が株式会社東京証券取引所において上場廃止された後にA種種類株式の発行から10年を経過する日が到来した場合には、本会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ10取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）をもって、本会社の普通株式の基準時価とみなす。前記各平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p><u>(株主の権利行使によるA種種類株式の取得の請求)</u></p> <p><u>第13条の3 A種種類株式を有する株主は、平成24年8月1日以降、いつでも普通株式の交付を受けるのと引換えにA種種類株式の取得を本会社に請求することができる。</u></p> <p>② <u>前項の場合において、本会社に対しA種種類株式の取得を請求した株主に対しては、当該株主が保有するA種種類株式に前条第2項に定める転換倍率を乗じて得られる数の普通株式が交付される。ただし、この場合、A種種類株式1株につき交付される本会社の普通株式は1株を下回らず、2株を上回らないものとする。普通株式の算出にあたって、1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める端数の処理の規定に準じてこれを取り扱う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条～第18条 (条文省略)</p> <p><u>(延会、継続会および会場の変更)</u></p> <p>第19条 株主総会の議長は総会の決議により総会を延期もしくは続行しまたは会場を変更することができる。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第21条～第33条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第34条～第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第49条～第51条 (条文省略)</p> <p><u>(A種種類株式の取得と配当)</u></p> <p>第52条 本会社によるA種種類株式の取得と引換えに交付された普通株式に対する最初の期末配当金または中間配当金は、取得の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ取得があったものとみなして、支払うものとする。</p> <p>第53条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり、条数を繰り上げ) (削除)</p> <p>第18条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第31条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第32条～第42条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第43条～第46条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第47条～第49条 (現行どおり、条数を繰り上げ) (削除)</p> <p>第50条 (現行どおり、条数を繰り上げ)</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって取締役田中哲、山本晶彦の両氏が辞任いたしますので、経営体制強化を図るため、取締役1名を増員し、新たに取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小長 光 公和 (昭27年2月16日生)	昭和49年4月 三菱建設株式会社入社 平成19年12月 当社建築本部建築統括部生産技術部長 兼建築部長代理 平成21年4月 当社建築本部建築部長 平成22年4月 当社建築本部副本部長兼建築部長 平成24年4月 当社執行役員 建築本部副本部長 平成25年4月 当社執行役員 建築本部長（現在に至る）	一株
2	居村 昇 (昭34年3月4日生)	昭和56年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成10年4月 同行横浜駅前支店副支店長 平成11年6月 同行大伝馬町支店副支店長 平成14年3月 同行リテール融資部長 平成19年10月 同行リテール業務部長 平成20年7月 同行新丸の内ローン推進部長 平成22年6月 エム・ユー不動産調査株式会社 代表取締役社長 平成24年2月 三菱UFJローンビジネス株式会社 代表取締役社長（現在に至る）	一株
3	小野 直樹 (昭32年1月14日生)	昭和54年4月 三菱鉱業セメント株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社 平成20年6月 同社セメント事業カンパニー原燃料資源統括部資源部長兼営業統括部鉱産品営業部長兼石炭資源開発室長 平成21年6月 同社東谷鉱山 鉱山長 平成23年6月 米國三菱セメント社取締役副会長 MCCデベロップメント社取締役副会長 平成24年6月 三菱マテリアル株式会社執行役員 平成26年4月 同社常務執行役員 セメント事業カンパニープレジデント（現在に至る） <重要な兼職の状況> 三菱マテリアル株式会社 常務執行役員 セメント事業カンパニープレジデント	一株

- (注) 1. 当社は、小野直樹氏が常務執行役員を務める三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があります。
2. 他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小野直樹氏は社外取締役候補者であります。
4. 小野直樹氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をお持ちであり、その経験・見識を当社の経営に反映していただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 小野直樹氏は、三菱マテリアル株式会社が平成26年6月27日に開催を予定している定時株主総会および取締役会の決議をもって、同社の代表取締役常務取締役に就任する予定であります。
6. 小野直樹氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役松尾潔氏は任期満了となります。また監査役森岡一彦氏は辞任いたしますので、これに伴い監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者朝倉浩氏は、監査役森岡一彦氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款の定めにより辞任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	まつお 松尾 さまし 潔 (昭和27年4月1日生)	昭和50年4月 三菱建設株式会社入社 平成20年4月 当社管理本部総務人事部長兼秘書室長 平成21年4月 当社管理本部法務・CSR推進部長 平成22年1月 当社管理本部法務・CSR推進部長兼経営企画室長 平成24年4月 当社管理本部長付 平成25年6月 当社監査役(現在に至る)	普通株式 1,000株
2 ※	あさくら 朝倉 ひろし 浩 (昭和35年12月24日生)	昭和58年4月 三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社 平成19年6月 同社法人企画推進部副部長兼経営企画部副部長 平成20年4月 同社CPM企画部長 平成23年6月 同社執行役員 不動産アセットマネジメント部長 平成25年6月 株式会社三菱UFJトラスト投資工学研究所代表取締役副社長(現在に至る)	一株

- (注) 1. ※は新任の監査役候補者であります。
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 松尾潔氏の当社監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - 朝倉浩氏は、社外監査役候補者であります。
 - 朝倉浩氏は、金融機関における長年の経験と豊富な知識をお持ちであり、当社において社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 - 朝倉浩氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間に、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

7. 朝倉浩氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役を退任される田中哲、山本晶彦の両氏および監査役を退任される森岡一彦氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、それぞれ相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、ご一任願いたいと存じます。退任される各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
田中 哲	平成23年6月 当社取締役 平成24年6月 当社取締役副社長（現在に至る）
山本 晶彦	平成24年6月 当社取締役（現在に至る）
森岡 一彦	平成20年6月 当社社外監査役（現在に至る）

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

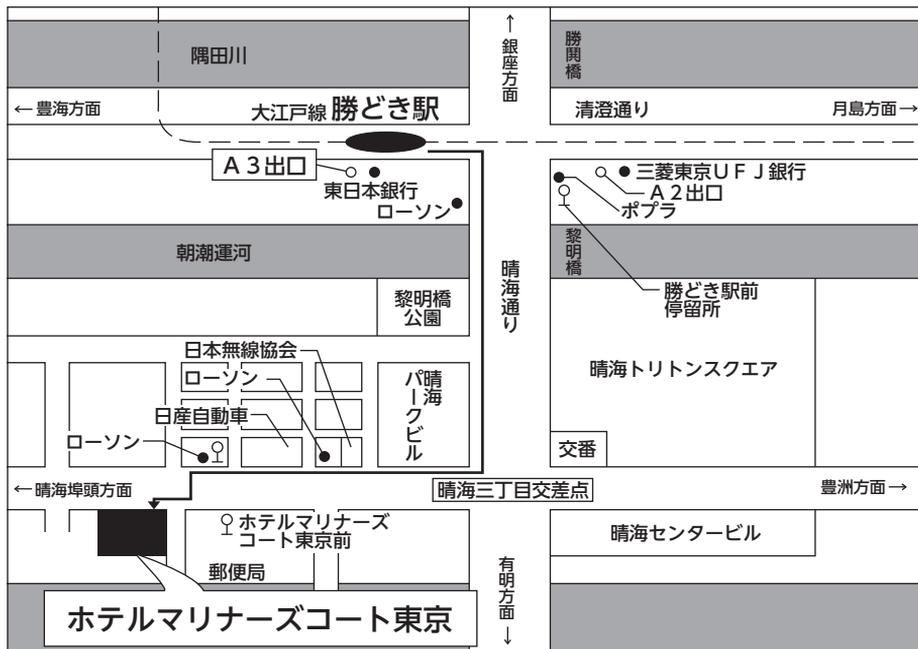
株主総会会場ご案内図

会場

ホテルマリナーズコート東京 4階 (飛鳥)

東京都中央区晴海四丁目7番28号 TEL. 03-5560-2525

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通機関のご案内

■徒歩でお越しの場合 (大江戸線「勝どき駅」利用)

勝どき駅 (大江戸線) A3出口より徒歩約15分 (—— 徒歩コース)

■バスでお越しの場合 (都バス「晴海埠頭」行 → 「ホテルマリナーズコート東京前」下車)

①勝どき駅 (大江戸線)

「勝どき駅前」より約6分 (03・05系統)

②東京駅 (JR・丸の内線)

「東京駅丸の内南口」より約20分 (05系統)

※都バス05系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんのでご注意ください。

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承下さい。

③有楽町駅 (JR・有楽町線)

「有楽町駅前」より約15分 (05系統)

「数寄屋橋」より約15分 (03・05系統)

④銀座駅 (銀座線・日比谷線・丸の内線)

「銀座四丁目」より約10分 (03・05系統)

⑤豊洲駅 (有楽町線)

「豊洲駅」より約15分 (錦13甲系統)